

第2次銚田市公共交通等事業継続支援金交付要綱

令和3年4月12日

銚田市告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の拡大に伴い、旅客収入の減少が長期化している地域公共交通等の事業者の運行継続を支援することで市民の交通手段を確保するとともに、車内の衛生的な環境の確保を推進することで感染拡大の防止を図るため、予算の範囲内において第2次銚田市公共交通等事業継続支援金（以下「第2次支援金」という。）を交付することについて、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者をいう。
- (3) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。

(支援対象事業者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、令和2年6月1日現在において運行する次に掲げる事業者とする。

- (1) 市内に本社又は営業所を置くバス事業者
- (2) 市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者
- (3) 市域内の移動に資する鉄道事業者

(交付の条件)

第4条 支援対象事業者は、交付申請の日において、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 令和2年6月から令和3年2月までの運賃等収入額の合算額が、前年同月の運賃等収入額の合算額と比較して減少していること。
- (2) 感染防止対策を実施すること。
- (3) 今後において事業を継続する意思を有すること。
- (4) 市税等の滞納がないこと（市から徴収猶予を受けている場合又は市と納付誓約を締結している場合を除く。）
- (5) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が銚田市暴力団排除条例（平成23年銚田市条例第13号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴

力団関係者に該当、関与していないこと。

(第2次支援金の額)

第5条 第2次支援金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) バス事業者及びタクシー事業者 1事業者当たり基本額20万円に令和3年2月28日時点で市内の営業所で保有する事業用車両の乗車定員に応じて、次に定める額を加算する。ただし、市の委託業務の用に供している車両は、加算の対象外とする。

ア 乗車定員11人以上の車両 1台当たり2万円

イ 乗車定員11人未満の車両 1台当たり1万円

(2) 鉄道事業者 1事業者当たり100万円とする。

(第2次支援金の申請)

第6条 第2次支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第2次銚田市公共交通等事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が定める期間内に市長に提出するものとする。

(1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し

(2) 令和2年6月から令和3年2月までの運賃等収入額及び前年同月の運賃等収入額が確認できる書類の写し

(3) 保有車両が確認できる書類の写し(鉄道事業者は除く。)

(4) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第1項の規定による交付申請は、1支援対象事業者につき一度限りとし、複数の業種を合わせ行う事業者であっても同様とする。

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該申請に係る第2次支援金交付の適否を審査し、適正と認めた場合は、交付すべき第2次支援金の額を確定し、速やかに第2次銚田市公共交通等事業継続支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、併せて第2次支援金を支払うものとする。

2 市長は、前条の規定により第2次支援金の交付をしないことを決定したときは、速やかに申請者に対し、第2次銚田市公共交通等事業継続支援金不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号に該当する場合には、前条第1項の規定による第2次支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により第2次支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は、関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により第2次支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(第2次支援金の返還)

第9条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した第2次支援金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により第2次支援金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付申請に係る支援金の交付に係る手続に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。